

公 印 規 程

社会福祉法人 ふきのとう

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふきのとう（以下「法人」という。）の公印管理について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長印、法人印
- (2) 銀行印

(管 理)

第3条 管理者は、公印の管理に万全を期さなければならない。

- 2 公印は、常に施錠できる堅固な箱に収め、一定の場所において管理しなければならない。
- 3 公印は、特に上司および管理者の承認を受けた場合のほか、管理する場所以外に持ち出してはならない。

(公印の使用)

第4条 公印は、法人の文書以外に使用してはならない。

- 2 公印を使用する役員または職員は、承認済の起案書に公印を押印すべき文書を添えて、管理者に提示し、その承認を受けなければならない。
- 3 公印は、文書の真実性を明確に表現するものであるから、その取扱は慎重にしなければならない。

附 則

- 1 この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

別表

公印の名称および管理者

公 印 の 名 称	管 理 者
理事長印	理事長
法人印	理事長
銀行印	理事長／事務局長